

☆ 笠岡市国民保護計画の概要 ☆

第1編 総論

市の責務

市は、武力攻撃事態等において、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民のための措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進します。

国民保護措置に関する基本方針

- ① 基本的人権の尊重
- ② 国民の権利利益の迅速な救済
- ③ 国民に対する情報提供
- ④ 関係機関相互の連携協力の確保
- ⑤ 国民の協力
- ⑥ 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施
- ⑦ 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重
- ⑧ 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

計画が対象とする事態

◆武力攻撃事態◆

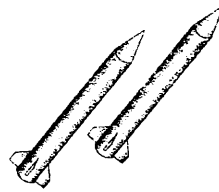
① 着上陸侵攻



② ゲリラや特殊部隊による攻撃



③ 弾道ミサイル攻撃



④ 航空攻撃



◆緊急処理事態◆

① 攻撃対象施設等による分類

- ・危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
例：原子力事業所等の破壊、石油コンビナート等の爆破など
- ・多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
例：大規模集客施設、ターミナル駅、列車等の爆破など

② 攻撃手段による分類

- ・多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
例：ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、化学剤・生物剤の大量散布など
- ・破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
例：航空機等による自爆テロなど

◇国民保護法について◇

事態対処法などの有事関連三法が、平成15年6月に成立し、それを受けて、国民保護法は、平成16年6月に成立し、同年9月に施行されました。

国民保護法は、武力攻撃事態等において、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするために、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施することを目的とし、国・地方公共団体等の責務、避難・救援・武力攻撃災害への対処等の措置が規定されています。

第2編 平素からの備えや予防

◎組織・体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に国民の保護のための措置を実施するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備します。

◎関係機関との連携体制の整備

武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対応ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備します。

◎通信の確保

国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図ります。

◎国民保護に関する啓発

国及び県と連携しつつ、広報や研修会、講演会等の様々な媒体を活用し、国民保護措置に関して住民に対する啓発を行います。

第3編 武力攻撃事態等への対処

◎市対策本部の設置等

内閣総理大臣から、総務大臣及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けたときは、市対策本部を設置し、国民保護措置を総合的に推進します。

◎警報の伝達

県から警報の内容の通知を受けたときは、速やかに住民及び関係のある公私の団体に警報の内容を伝達します。

◎避難の指示の伝達

知事による避難の指示が行われた場合には、その内容を、住民に対して迅速に伝達します。

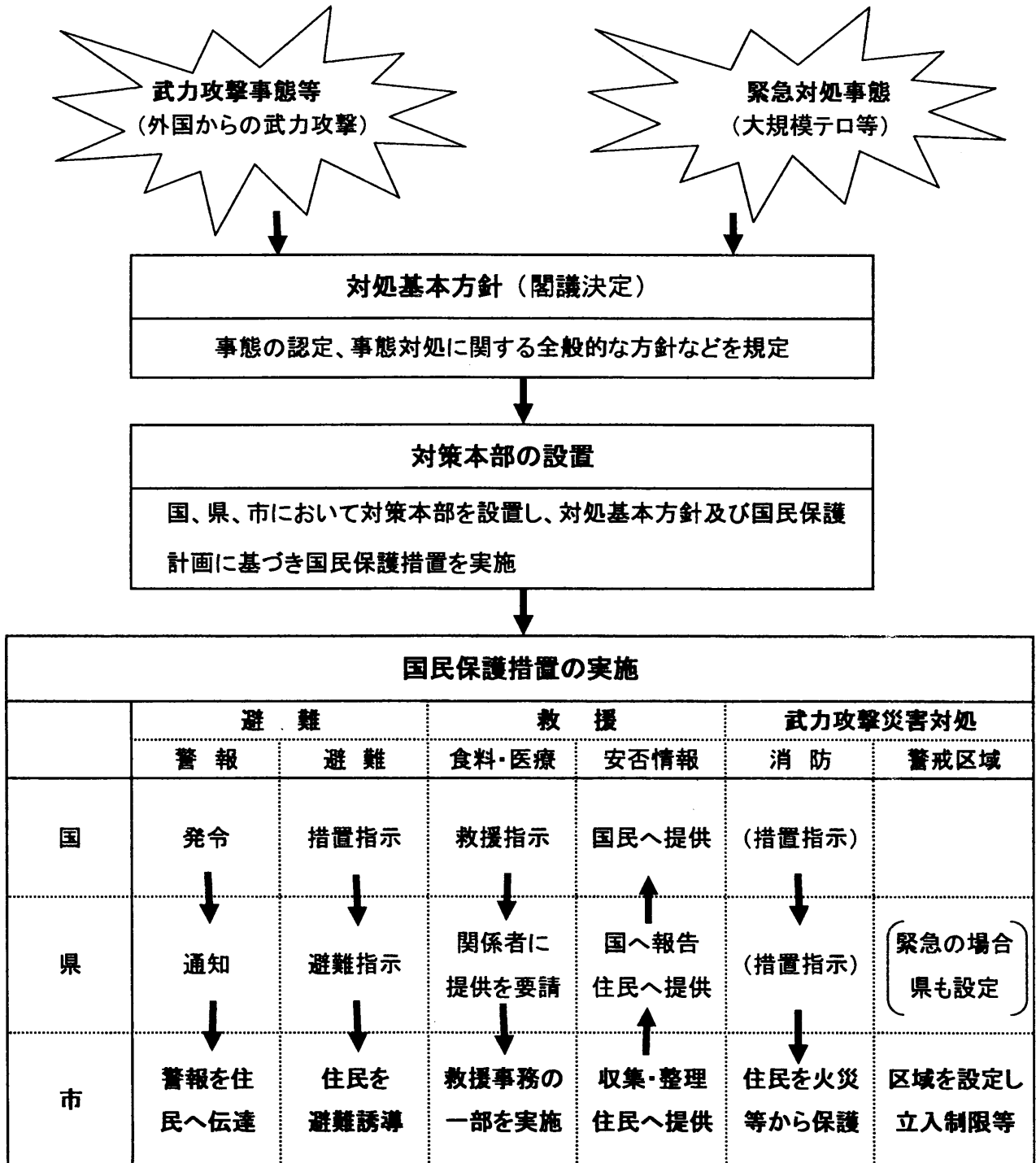
◎避難住民の誘導

避難実施要領で定めるところにより、市の職員等を指揮し、避難住民を誘導します。

◎救援（収容施設の供与、食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与等）

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行います。

■武力攻撃事態等への対処の流れ



○石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止

石油コンビナートにおける武力攻撃災害への対処については、石油コンビナート等災害防止法に定める措置を行うことを基本とするとともに、計画に定める措置を迅速かつ適切に実施します。

○NBC攻撃による災害への対処

NBC攻撃（核兵器、生物剤、化学剤を用いた兵器による攻撃）による汚染が生じたときは、国の方針に基づき、必要な措置を講じます。

第4編 復旧等

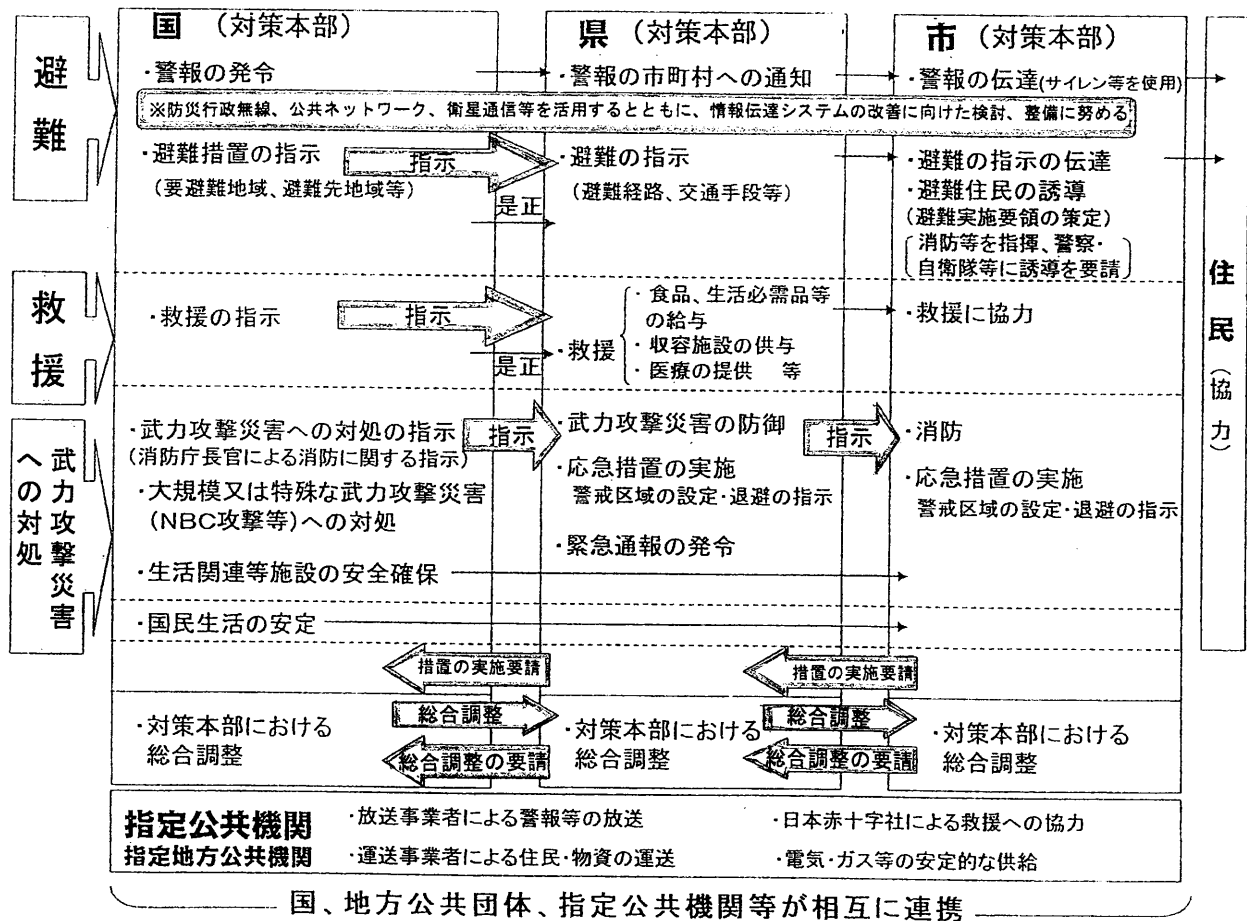
武力攻撃災害が発生したときは、ライフライン施設や輸送施設について、速やかに応急の復旧のための措置を講じます。

また、市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等を行います。

第5編 緊急処理事態への対処

緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行います。

国民の保護に関する措置の仕組み



問合せ 総務課

☎69-2121